



低所得の子育て世帯生活支援特別給付金 （ひとり親世帯以外分）を支給します。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、特に厳しい状況にある低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援として、全国一律の給付金として、5月に支給開始したひとり親世帯分の給付金に続き、実施するものです。

【給付概要】

■支給対象者 次の1、2の両方に当てはまる方が対象となります。

1. 令和3年3月31日時点で18歳未満の児童（障害児の場合、20歳未満）を養育する父母等

※令和3年4月1日から令和4年2月28日までに生まれた新生児等も対象

2. 令和3年度住民税（均等割）が非課税の人、または、新型コロナウイルス感染症の影響で、令和3年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった人（家計急変者）

※ひとり親世帯の方も対象になりますが、ひとり親世帯分の給付金と同じ児童について、受給することはできません。

■支給額 児童1人当たり一律5万円

■支給方法 申請が不要な場合 と 必要な場合があります。

申請が不要となる人

- ① 令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で、住民税が非課税である人（公務員を除く）

児童手当等を支給する金融機関の口座への振込により支給します。

対象者には、6月29日頃に「給付案内通知」を郵送する予定です。受給を希望しない場合には、7月9日（金）までに、「受給拒否の届出書」を子育て支援課へ提出していただく必要があります。届出用紙は、市ホームページからダウンロード、または、子育て支援課・新里支所・黒保根支所で配布いたします。受給を希望する人には、7月15日頃、「支給決定通知書」を郵送

します。給付金の支給は、7月21日(水)を予定しています。

② 令和3年4月以降に出生した新生児等を養育する父母等で、桐生市から令和3年5月から令和4年3月までのいずれかの月の児童手当等の受給資格または、額改定の認定を受けた人で、住民税(均等割)が非課税である人

対象者には、児童手当等の認定後「給付案内通知」を発送します。受給を希望しない場合には、市が指定する日までに、「受給拒否の届出書」を子育て支援課へ提出していただく必要があります。また、受給を希望する人には、事前に支給決定通知書を郵送します。給付金は、児童手当の認定月の翌月に支給予定です。(※5月から7月までの認定者は、8月下旬に支給予定。)

申請が必要な人

③ 上記①、②以外の人

(例：高校生のみ養育している人、家計急変者、公務員等)

支給対象となる場合には、申請書、簡易な収入見込額の申立書などを提出していただきます。(詳細は、桐生市ホームページに掲載)

- 申請受付期間 令和3年7月16日(金)～令和4年2月28日(月)
(※ただし、令和4年3月分の児童手当等の受給資格または、額の改定の認定の請求をした人は、令和4年3月15日まで受付します。)
- 申請窓口 子育て支援課(保健福祉会館1階)、新里・黒保根支所市民生活課
(午前8:30～午後5:15まで(土・日・祝日・年末年始を除く))
- 審査結果等 審査の結果、支給要件に該当し、受給可能となる人には、支給決定通知書を郵送します。給付金の支給は、申請の翌月を予定しています。また、支給要件に該当しない場合には、不支給決定通知書を郵送します。

桐生市ホームページ

<https://www.city.kiryu.lg.jp/kosodate/1009667/1018379/1019056.html>



【問い合わせ】
子どもすこやか部子育て支援課子育て支援係
担当 中鉢 TEL 0277-47-1150